

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

令和2年6月26日
公平委規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 措置要求（第3条―第12条）
- 第3章 審査手続
 - 第1節 審査機関（第13条）
 - 第2節 審査の併合及び分離（第14条―第16条）
 - 第3節 審査（第17条―第22条）
 - 第4節 調書（第23条・第24条）
- 第4章 措置要求の取下げ及び審査の打切り（第25条・第26条）
- 第5章 判定（第27条―第30条）
- 第6章 雑則（第31条―第33条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）措置要求 法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求をいう。
- （2）措置要求者 措置要求をする者をいう。
- （3）当局 措置要求事項に関し権限を有する地方公共団体の機関をいう。
- （4）当事者 措置要求者及び当局をいう。

第2章 措置要求

（措置要求の方法）

第3条 措置要求は、岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、措置要求書（様式第1号）正副各1通を提出して行わなければならない。

2 前項の措置要求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置要求者が記名押印しなければならない。

- （1）措置要求者の氏名、住所及び生年月日並びに住所と連絡先が異なる場合には、その連

絡先

- (2) 措置要求者の職名及び所属
- (3) 措置要求事項
- (4) 措置要求の具体的な理由
- (5) 措置要求者又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について既に当局と交渉（法第55条第11項に規定する不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行っている場合には、その交渉経過の概要
- (6) 措置要求の年月日

- 3 措置要求書には、公平委員会が必要と認めるときは、資料を添付することができる。
- 4 措置要求は、代理人によってすることができる。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「措置要求者」とあるのは、「代理人」と読み替えるものとし、措置要求書には、第2項各号に規定する事項のほか、当該代理人の氏名、住所又は連絡先を記載し、代理人選任届（様式第2号）を添付しなければならない。
- 5 措置要求書の記載事項に変更を生じた場合には、措置要求者は、その都度、措置要求書記載事項変更届（様式第3号）でその旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。

（共同措置要求）

- 第4条 措置要求は、その内容が同一である場合においては、共同してすることができる。この場合において、共同で措置要求をする者（以下「共同措置要求者」という。）は、そのうちから1人総代を選任しなければならない。
- 2 前項に規定する措置要求を行う場合は、措置要求書（様式第4号）により、総代の氏名、住所、生年月日、職及び所属並びに前条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を記載し、総代又はその代理人が記名押印しなければならない。この場合において、代理人によって当該措置要求をするときは、前条第4項に規定する手続きの例による。
 - 3 前項の措置要求書には、共同措置要求者全員の氏名、住所、生年月日、職及び所属を記載し、当該共同措置要求者全員が押印した名簿（様式第4号別紙）を添付しなければならない。
 - 4 前条第5項の規定は、第1項に規定する措置要求をする場合について準用する。

（総代）

- 第5条 共同措置要求者は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。
- 2 総代が辞任、解任等により欠け、又は措置要求をすることができない者となったときは、共同措置要求者は、直ちに新たな総代を選任しなければならない。
 - 3 共同措置要求者は、総代を選任したときは総代選任届（様式第5号）を、又は解任したときは総代解任届（様式第6号）を速やかに公平委員会に提出しなければならない。ただし、前条第2項に規定する措置要求を行う場合の措置要求書に記載された総代については、総代選任届の届け出を要しない。
 - 4 公平委員会は、共同措置要求者が総代を選任しない場合において、必要があると認めるときは、当該共同措置要求者に対し、総代を選任するよう命ずることができる。

(総代の権限等)

第6条 総代は、各自、他の共同措置要求者のために、措置要求を取り下げを除き、措置要求に関する一切の行為（代理人を選任し、及び選任した代理人を解任することを含む。）をすることができる。

- 2 総代が選任されたときは、共同措置要求者は、総代を通じてのみ前項の行為をすることができる。
- 3 共同措置要求者に対する公平委員会の通知その他の行為は、総代にすれば足りるものとする。

(代理人)

第7条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

- 2 当事者は、2人以上の代理人を選任したときは、そのうちの1人を主任代理人に指名しなければならない。
- 3 公平委員会は、審査の円滑かつ迅速な進行を期するため、特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。
- 4 当事者は、代理人を選任したときは代理人選任届（様式第2号）を、又は解任したときは代理人解任届（様式第7号）を、主任代理人を指名し、又は変更したときは主任代理人指名（変更）届（様式第8号）を、速やかに公平委員会に提出しなければならない。
- 5 措置要求者は、代理人に対して次条第1項ただし書きに規定する特別の委任をするときは、その旨を前項に規定する書面に記載して、公平委員会に届け出なければならない。ただし、その委任又は委任の撤回が委任状その他の書面の提出によって証明されたときは、この限りではない。
- 6 当事者は、当初の届け出以降に、代理人の届出事項に変更が生じた場合、次条第1項ただし書きに規定する特別の委任を行った場合又はその委任を撤回した場合には、速やかに代理人選任届記載事項変更届（様式第9号）を公平委員会に提出しなければならない。
- 7 2人以上の代理人の選任があった場合には、公平委員会が行う代理人に対する通知又は書類の送達は、主任代理人にすれば足りるものとする。

(代理人の権限)

第8条 代理人は、当事者のために、措置要求に関する一切の行為をすることができる。ただし、措置要求の全部又は一部の取下げは、特別の委任がない限りすることができない。

- 2 代理人の行った行為は、当該代理人に係る当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失うものとする。

(措置要求の調査及び不備の補正)

第9条 公平委員会は、措置要求書が提出されたときは、その記載事項、措置要求者の資格及び措置要求事項並びに添付の資料又は書面があるときはその内容を調査するものとする。

- 2 公平委員会は、前項の規定による調査の結果、措置要求書に不備があると認められるときは、相当の期間を定めて、措置要求者にその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって、事案の内容に影響がないと認められるときは、公平委員会は、職権によりこれを補正す

ることができる。

- 3 措置要求者は、前項の規定により措置要求書を補正するときは、措置要求書補正書（様式第10号）を公平委員会に提出しなければならない。

（措置要求の受理又は却下）

第10条 公平委員会は、前条第1項の規定による調査の結果に基づき、措置要求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる措置要求については、却下するものとする。

- (1) 措置要求をすることができない者によって行われた措置要求
- (2) 法第46条に規定する勤務条件に該当しないことが明らかな事項について行われた措置要求
- (3) 法第55条第3項に規定する地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項に該当することが明らかな事項について行われた措置要求
- (4) 措置要求事項が既実現されたか、又は客観的にみて実現が不可能であることが明らかな事項について行われた措置要求
- (5) 前条第2項に規定する補正命令に従った補正が行われない措置要求
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法に行われた措置要求で不備を補正することができないもの

（交渉の勧奨）

第11条 公平委員会は、適当と認めるときは、事案を適切に解決するため、措置要求の受理の前に、当事者に対し、措置要求事項について交渉を行うよう勧めることができる。

（受理及び却下の通知）

第12条 公平委員会は、措置要求を受理したときは、その旨を措置要求者に受理通知書（甲）（様式第11号の1）を送付するとともに、当局に受理通知書（乙）（様式第11号の2）及び措置要求書の副本を送付するものとする。また、措置要求を却下すべきものと決定したときは、理由を付して却下通知書（様式第12号）を措置要求者に送付するものとする。

第3章 審査手続

第1節 審査機関

（審査長）

第13条 公平委員会は、法第47条の規定に基づき措置要求の審査を行う場合には、委員長が審査長となるものとする。

- 2 審査長は、審査を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の任に当たる。
- 3 審査長に事故があるときは、委員長職務代理者がその職務を代理するものとする。

第2節 審査の併合及び分離

(審査の併合及び分離)

- 第14条 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の措置要求を併合して審査することが適当であると認めるときは、これらを併合して審査することができる。なお、当事者が申請する場合には、公平委員会に対し、併合審査申請書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 2 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、必要があると認めるときは、いつでも前項の規定により併合した審査を分離することができる。なお、当事者が申請する場合には、公平委員会に対し、分離審査申請書（様式第14号）を提出しなければならない。
- 3 公平委員会は、第1項の規定により審査を併合し、又は前項の規定により併合した審査を分離したときは、併合（分離）審査通知書（様式第15号）により、その旨を当事者に通知するものとする。

(代表者)

- 第15条 前条第1項の規定により併合された審査の措置要求者（以下「併合に係る措置要求者」という。）は、それらのうちから代表者1人を選任し、及び選任した代表者を解任することができる。
- 2 併合に係る措置要求者は、代表者を選任したときは代表者選任届（様式第16号）を、又は解任したときは代表者解任届（様式第17号）を、速やかに公平委員会に提出しなければならない。
- 3 公平委員会は、第1項の代表者が選任されていない場合で必要があると認めるときは、代表者を選任させることができる。
- 4 前条第1項の規定により併合された措置要求について、その審査が分離され、又は他の措置要求の審査と併合された場合は、第1項に規定する措置要求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときのその代表者については、この限りでない。
- (1) 審査を分離した場合において、当該併合された措置要求の代表者のした措置要求になお併合されている措置要求の措置要求者が当該代表者に関し異議を述べないとき。
- (2) 併合された措置要求に新たに他の措置要求を併合した場合において、当該他の措置要求の措置要求者が当該併合された措置要求の代表者に関し異議を述べないとき。
- 5 代表者が選任された場合は、措置要求者に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(代表者の権限等)

- 第16条 代表者は、併合に係る措置要求者のために、併合された措置要求を取り下げを除き、併合された措置要求に関する一切の行為をすることができる。
- 2 代表者のした行為は、併合に係る措置要求者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

第3節 審査

(審理方式)

第17条 措置要求の審査は、書面審理で行うものとする。

- 2 書面審理は、書面によって行い、非公開とする。この場合において、審査が終了するまでは、措置要求者から、口頭による意見の申立書（様式第18号）の提出があったときは、公平委員会は、その者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 公平委員会は、特に必要があると認めるときは、審尋又は非公開による口頭審理を行うことができる。
- 4 前項の審尋及び口頭審理の手続きは、不利益処分についての審査請求に関する規則（令和2年6月岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会規則第4号。以下「審査規則」という。）に規定する審尋及び口頭審理の手続きの例による。

(意見書)

第18条 公平委員会は、必要があると認めるときは、当局に対し、相当の期間を定めて、措置要求に対する意見書（様式第19号）の提出を求めることができる。

- 2 公平委員会は、意見書が提出されたときは、速やかに措置要求者に対し、意見書の副本を送付するものとする。

(反論書)

第19条 公平委員会は、必要があると認めるときは、措置要求者に対し、相当の期間を定めて、意見書に対する反論書（様式第20号）の提出を求めることができる。

- 2 公平委員会は、反論書が提出されたときは、速やかに当局に対し、反論書の副本を送付するものとする。

(資料の提出)

第20条 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者又は当該措置要求に関係のある者に対し、相当の期間を定めて、資料提出要求書（様式第21号）により、資料の提出を求めることができる。

- 2 当事者は、審査が終了するまでは、いつでも公平委員会に対し、証拠資料等提出書（様式第22号ア、イ）正副各1通により、証拠その他必要な資料を提出することができる。

(事実調査)

第21条 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者若しくはその代理人又はその他の当該措置要求の関係者から意見を徴し、若しくはこれらの者の出頭を求めてその陳述を聞き、又はその他の必要な事実調査を行うことができる。

- 2 事実調査は、審査規則に規定する調査の例による。

(あっせん)

第 22 条 公平委員会は、審査が終了するまでの間は、いつでも当該措置要求が適切に解決されるように、当事者間をあっせんすることができる。

第 4 節 調書

(調書)

第 23 条 公平委員会は、次に掲げるものを調書として取りまとめるものとする。

- (1) 措置要求書及び添付資料
- (2) 意見書、反論書及びその他当事者の主張に関する文書
- (3) 事実調査に関する調書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公平委員会が必要と認めるもの

2 調書作成においては、審査規則に規定する調書作成の例による。

(調書の閲覧及び謄写)

第 24 条 公平委員会は、当事者が調書を閲覧し、又は謄写することを許可することができる。ただし、公平委員会の事務又は調書の保存に支障があるときは、この限りでない。

2 当事者が調書を閲覧する場合は、公平委員会に対し、調書閲覧許可申請書（様式第 23 号）を提出しなければならない。

3 当事者が調書を謄写する場合は、公平委員会に対し、調書複写（複製）許可申請書（様式第 24 号）を提出しなければならない。

4 前 3 項のほか、閲覧及び謄写に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

第 4 章 措置要求の取下げ及び審査の打切り

(措置要求の取下げ)

第 25 条 措置要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置要求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、措置要求取下書（様式第 25 号）を公平委員会に提出して行わなければならない。

3 第 1 項の規定に基づく取下げがあった措置要求の全部又は一部については、初めから係属しなかったものとみなす。

4 公平委員会は、措置要求について、第 12 条の規定による通知を行った後に第 1 項の規定に基づく取下げがあったときは、当局に措置要求取下通知書（様式第 26 号）及び措置要求取下書の副本を送付するものとする。

(審査の打切り)

第 26 条 公平委員会は、係属している措置要求が次の各号のいずれかに該当するときには、審査を打ち切り、当該措置要求を却下するものとする。

- (1) 当事者間の交渉又はあっせんにより措置要求をした事項が解決したとき。

- (2) 措置要求の事由が消滅したとき。
- (3) 措置要求者が、退職等により職員でなくなったとき。
- (4) 措置要求者の所在不明、死亡等により、審査を継続することができなくなったとき。
- (5) 措置要求者が、審査を継続する意思を放棄したと明らかに認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、措置要求が不適法であることが判明したとき。

2 公平委員会は、審査を打ち切り、措置要求を却下する場合は、却下通知書（甲・乙）（様式第27号の1、第27号の2）により、当事者に通知しなければならない。なお、これを受けべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、第31条第3項の方法により公示送達するものとする。

第5章 判定

（判定）

第27条 公平委員会は、必要な審査を終えたと認めるときは審査手続きを集結し、その審査結果に基づき、次に定めるところにより速やかに判定を行うものとする。

- (1) 措置要求について措置を執る必要がないと認められるときは、当該措置要求を棄却する。
- (2) 措置要求について措置を執る必要があると認められるときは、当該措置要求を認容する。
- (3) 措置要求が不適法であることが判明したときは、当該措置要求を却下する。

2 公平委員会は、前項の判定を行ったときは、速やかに判定書（様式第28号）を作成するものとする。

3 前項の判定書には、次に掲げる事項を記載し、公平委員会の委員全員がこれに記名押印するものとする。

- (1) 措置要求者
- (2) 主文
- (3) 理由
- (4) 判定の年月日

（判定書の送達）

第28条 判定書の送達は、送付書（様式第29号）を添えて、判定書の正本を当事者又は当事者の指定する代理人に送付して行うものとする。ただし、第4条第1項の規定により共同措置要求の総代が選任されている場合は、当該総代の1人に対し送達すれば足りるものとする。

（勧告）

第29条 公平委員会は、判定の結果に基づき法第47条に規定する勧告の必要があると認めるときは、当該措置要求に関し権限を有する当局に対し、必要な勧告を記した勤務条件に関する措置要求の判定に伴う勧告書（様式第30号の1）を送達するとともに、措置要求者に対し通知書（様式第30号の2）を添えて、その写しを送達するものとする。

（判定書の更正）

第30条 公平委員会は、判定書の記載に違算、書損、その他明白な誤りがある場合には、当事者の申出又は職権により、いつでもこれを更正することができる。

2 公平委員会は、前項の判定書の更正については、判定書の原本及び正本に付記して行うものとする。ただし、正本に付記して行うことができないときは、判定更正通知書（様式第31号）を当事者に送付して行うものとする。

第6章 雑則

（文書の送付）

第31条 公平委員会がこの規則に基づき文書を送付するときは、使送又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（次項において「使送等」という。）によって行うものとする。

2 公平委員会は、文書を受けべき者の所在が知れないとき、その他使送等によって文書を送付することができないときは、前項の規定にかかわらず、公示の方法によって文書を送付することができる。

3 公示の方法による文書の送付は、公平委員会が当該文書を保管し、いつでも送付を受けべき者に交付する旨、又はその内容の要旨を記載して、岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例（昭和41年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。この場合において、掲示された日から14日を経過したときに当該文書の送付がその者に到達したものとみなす。

（審査の費用）

第32条 審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 公平委員会が職権で呼出しを行った証人又は鑑定人の宿泊料、旅費及び日当
- (2) 公平委員会が職権で行った事案の調査、証拠調べ及びあっせんに関する費用
- (3) 公平委員会が文書の送達に要した費用

（補則）

第33条 この規則に定めるもののほか、措置要求に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定に基づいてなされた措置要求に係る手続は、この規則による改正後の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の相当規定によってなされた手続きとみなす。